

11 令和2年度浄水水質検査計画及び  
平成29年度～令和元年度水質検査結果

国分地区重久配水池系

No	検査項目	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由			
1	一般細菌	/mL	12	16	54	100以下		54	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目			
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満	○												3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1			
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満	○																	
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○																	
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○																	
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001	○																	
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○			○			○				○							
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○																	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○			○			○				○							
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	5.7	5.3	5.0	10 以下	2.0 以下	5.7	○			○			○				○							
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満	○															3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満	○																	
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満	○																	
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満	○																	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○																	
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満	○																	
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○																	
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○																	
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○																	
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.07	0.6 以下		0.07	○			○			○				○		3月1回	3月1回	省略不可能項目			
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満	○			○			○				○							
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満	○			○			○				○							
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○			○			○				○							
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満	○			○			○				○							
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○			○			○				○							
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満	○			○			○				○							
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○			○			○				○							
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満	○			○			○				○							
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下		0.001 未満	○			○			○				○							
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満	○			○			○				○							
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満	○												3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1			
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○																	
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満	○																	
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満	○																	
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	11.5	10.7	11.9	200 以下	40.0 以下	11.9	○																	
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001 未満	○																	
38	塩化物イオン	mg/L	6.9	6.8	6.9	200 以下		6.9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	45	39	47	300 以下	60 以下	47	○																	
40	蒸発残留物	mg/L	184	187	177	500 以下	100 以下	187	○			○			○				○							
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○																	
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○																	
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○																	
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○																	
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満	○																	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目			
47	pH値		7.8	7.8	7.9	5.8 ~ 8.6		7.9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
									項目数	9	51	9	9	24	9	9	24	9	9	24				9		

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

\* 令和2年4月1日から六価クロムの基準値が強化される予定。

上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

注6) 令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末(3年間)まで1年間に4回の検査とします。

注7) 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

国分地区敷根配水池系

No	検査項目	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由	
1	一般細菌	/mL	0	0	0	100以下		0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満	○													3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満	○															
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○			○			○					○				
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○															
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○			○			○					○				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	2.5	2.4	2.5	10 以下	2.0 以下	2.5	○			○			○					○				
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満	○															
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満	○															
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満	○															
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満	○															
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○															
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満	○															
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下		0.06 未満	○				○							○				
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満	○				○							○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満	○				○							○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○				○							○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満	○				○							○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○				○							○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満	○				○							○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○				○							○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満	○				○							○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下		0.001 未満	○				○							○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満	○				○							○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満	○															
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○															
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満	○															
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満	○															
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	13.0	12.7	13.7	200 以下	40.0 以下	13.7	○															
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001 未満	○															
38	塩化物イオン	mg/L	9.9	9.1	9.2	200 以下		9.9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	46	46	51	300 以下	60 以下	51	○															
40	蒸発残留物	mg/L	160	157	155	500 以下	100 以下	160	○				○							○				
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○															
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○															
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○															
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○															
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満	○															
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
47	pH値		7.5	7.5	7.6	5.8 ~ 8.6		7.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
									項目数	9	51	9	9	24	9	9	24	9	9	24	9			

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

\* 令和2年4月1日から六価クロムの基準値が強化される予定。

上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

注6) 令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末(3年間)まで1年間に4回の検査とします。

注7) 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

国分地区台明寺配水池系

No	検査項目	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由				
1	一般細菌	/mL	0	0	2	100以下		2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目			
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満	○													3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1			
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満	○																		
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○																		
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○																		
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001	0.001	0.001	0.01 以下	0.002 以下	0.001	○																		
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○			○			○					○		3月1回	3月1回	注6			
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○													年1回	年1回	注1			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○			○			○					○		3月1回	3月1回	省略不可能項目			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	3.4	3.3	3.4	10 以下	2.0 以下	3.4	○			○			○					○		3月1回	3月1回	注2			
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満	○													3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1			
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満	○																		
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満	○																		
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満	○																		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○																		
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満	○																		
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○																		
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○																		
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○																		
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06	0.6 以下		0.06	○			○			○					○					3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満	○			○			○					○							
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満	○			○			○					○							
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○			○			○					○							
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満	○			○			○					○							
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○			○			○					○							
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満	○			○			○					○							
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○			○			○					○							
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満	○			○			○					○							
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下		0.001 未満	○			○			○					○							
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満	○			○			○					○							
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満	○													3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1			
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○																		
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満	○																		
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満	○																		
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	10.8	10.8	11.5	200 以下	40.0 以下	11.5	○																		
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001 未満	○																		
38	塩化物イオン	mg/L	5.7	5.4	5.3	200 以下		5.7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目			
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	37	38	41	300 以下	60 以下	41	○													年1回	年1回	注1			
40	蒸発残留物	mg/L	149	150	158	500 以下	100 以下	158	○			○			○					○		3月1回	3月1回	注2			
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○													3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1			
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○																		
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○																		
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○																		
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満	○																		
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目			
47	pH値		7.1	7.1	7.2	5.8 ~ 8.6		7.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.4	2度 以下		0.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
									項目数	9	51	9	9	24	9	9	24	9	9	24	9						

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

\* 令和2年4月1日から六価クロムの基準値が強化される予定。

上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

注6) 令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末(3年間)まで1年間に4回の検査とします。

注7) 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

国分地区川原配水池系

No	検査項目	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由	
1	一般細菌	/mL	2	0	0	100以下		2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満	○													3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満	○													3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○													3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○													3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.002	0.002	0.002	0.01 以下	0.002 以下	0.002	○													3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○			○			○					○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注6
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○													3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○			○			○					○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.4	0.5	0.5	10 以下	2.0 以下	0.5	○			○			○					○		3月1回	3月1回	注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.18	0.17	0.18	0.8 以下	0.16 以下	0.18	○			○			○					○		3月1回	3月1回	注2
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満	○													3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満	○													3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満	○													3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○													3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満	○													3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○													3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○													3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○													3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
21	塩素酸	mg/L	0.10	0.11	0.15	0.6 以下		0.15	○			○			○					○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満	○			○			○					○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満	○			○			○					○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○			○			○					○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満	○			○			○					○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○			○			○					○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満	○			○			○					○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○			○			○					○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満	○			○			○					○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下		0.001 未満	○			○			○					○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満	○			○			○					○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満	○													3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○													3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満	○													3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満	○													3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	15.1	13.8	14.7	200 以下	40.0 以下	15.1	○													3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001 未満	○													3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
38	塩化物イオン	mg/L	5.3	5.1	5.3	200 以下		5.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	36	36	38	300 以下	60 以下	38	○													月1回	月1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	127	133	130	500 以下	100 以下	133	○			○			○					○		3月1回 (特定の条件により省略可能)	3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○													3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○													3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注3
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○													3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注3
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○													3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満	○													3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.6	7.6	7.6	5.8 ~ 8.6		7.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
									項目数	9	51	9	9	25	9	9	25	9	9	25	9			

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

省略不可9項目(月1回)

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

注6) 令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末(3年間)まで1年間に4回の検査とします。

注7) 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

\* 令和2年4月1日から六価クロムの基準値が強化される予定。

国分地区上井配水池系

No	検査項目	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由	
1	一般細菌	/mL	0	0	2	100以下		2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満	○													3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満	○													3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○													3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○													3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.003	0.003	0.003	0.01 以下	0.002 以下	0.003	○			○				○						3月1回 (特定の条件により省略可能)	3月1回	注2
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○			○				○						3月1回 (特定の条件により省略可能)	3月1回	注6
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○													年1回	年1回	注1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○			○				○						3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.4	0.1	0.1	10 以下	2.0 以下	0.4	○			○				○						3月1回	3月1回	注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.23	0.22	0.23	0.8 以下	0.16 以下	0.23	○			○				○						3月1回	3月1回	注2
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満	○													3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満	○													3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満	○													3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○													3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満	○													3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○													3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○													3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○													3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
21	塩素酸	mg/L	0.11	0.15	0.09	0.6 以下		0.15	○			○				○						3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満	○			○				○						3月1回	3月1回	省略不可能項目
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満	○			○				○						3月1回	3月1回	省略不可能項目
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○			○				○						3月1回	3月1回	省略不可能項目
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満	○			○				○						3月1回	3月1回	省略不可能項目
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○			○				○						3月1回	3月1回	省略不可能項目
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満	○			○				○						3月1回	3月1回	省略不可能項目
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○			○				○						3月1回	3月1回	省略不可能項目
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満	○			○				○						3月1回	3月1回	省略不可能項目
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下		0.001 未満	○			○				○						3月1回	3月1回	省略不可能項目
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満	○			○				○						3月1回	3月1回	省略不可能項目
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満	○													3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○													3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満	○													3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満	○													3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	19.9	21.9	22.6	200 以下	40.0 以下	22.6	○													3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001 未満	○													3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
38	塩化物イオン	mg/L	9.2	5.5	5.3	200 以下		9.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	44	38	40	300 以下	60 以下	44	○													年1回	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	137	136	143	500 以下	100 以下	143	○			○				○						3月1回 (特定の条件により省略可能)	3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○													3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○													3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注3
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○													3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注3
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○													3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満	○													3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		8.1	8.1	8.2	5.8 ~ 8.6		8.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
									項目数	9	51	9	9	26	9	9	26	9	9	26	9			

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

省略不可9項目(月1回)

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

注6) 令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末(3年間)まで1年間に4回の検査とします。

注7) 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

\* 令和2年4月1日から六価クロムの基準値が強化される予定。

国分地区西堅馬場配水池系

No	検査項目	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由	
1	一般細菌	/mL	1	0	1	100以下		1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満	○													3月1回 (特定の 条件によ り省略可 能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満	○															
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.003	0.003	0.003	0.01 以下	0.002 以下	0.003	○			○				○				○				
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○			○				○				○				
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○														年1回	注1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○			○				○				○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.2	0.2	0.2	10 以下	2.0 以下	0.2	○			○			○					○		3月1回	3月1回	注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.13	0.13	0.13	0.8 以下	0.16 以下	0.13	○													3月1回 (特定の 条件によ り省略可 能)	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満	○															
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満	○															
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満	○															
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○															
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満	○															
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06	0.07	0.6 以下		0.07	○			○				○				○				
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満	○			○				○				○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満	○			○				○				○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○			○				○				○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001	0.001	0.001	0.1 以下		0.001	○			○				○				○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○			○				○				○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.002	0.003	0.002	0.1 以下		0.003	○			○				○				○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○			○				○				○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満	○			○				○				○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.002	0.002	0.002	0.09 以下		0.002	○			○				○				○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満	○			○				○				○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満	○													3月1回 (特定の 条件によ り省略可 能)	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○															
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満	○															
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満	○															
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	21.8	22.8	23.1	200 以下	40.0 以下	23.1	○															
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001 未満	○															
38	塩化物イオン	mg/L	19.0	18.5	18.9	200 以下		19.0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	39	41	41	300 以下	60 以下	41	○													年1回	注1	
40	蒸発残留物	mg/L	169	155	165	500 以下	100 以下	169	○			○				○				○		3月1回	3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○													3月1回 (特定の 条件によ り省略可 能)	年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○															
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○															
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○															
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満	○															
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
47	pH値		7.9	7.9	7.9	5.8 ~ 8.6		7.9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
									項目数	9	51	9	9	25	9	9	25	9	9	25	9			

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

\* 令和2年4月1日から六価クロムの基準値が強化される予定。

上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

注6) 令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末(3年間)まで1年間に4回の検査とします。

注7) 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

No	検査項目	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	0	4	0	100以下		4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満	○												3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満	○														
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○														
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○														
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001	○														
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○			○			○				○				
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○														
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○			○			○				○				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	2.4	1.9	2.0	10 以下	2.0 以下	2.4	○			○			○				○				
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満	○														
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満	○														
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満	○														
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満	○														
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○														
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満	○														
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○														
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○														
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○														
21	塩素酸	mg/L	0.95	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下		0.95	○			○			○				○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満	○			○			○				○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満	○			○			○				○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○			○			○				○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満	○			○			○				○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○			○			○				○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満	○			○			○				○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○			○			○				○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満	○			○			○				○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下		0.001 未満	○			○			○				○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満	○			○			○				○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満	○												3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○														
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.07	0.3 以下	0.06 以下	0.07	○			○			○				○				
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満	○												年1回	年1回	
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	12.3	10.6	11.2	200 以下	40.0 以下	12.3	○														
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001 未満	○												月1回	月1回	省略不可能項目
38	塩化物イオン	mg/L	24.6	8.2	8.2	200 以下		24.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	43	39	39	300 以下	60 以下	43	○														
40	蒸発残留物	mg/L	182	169	159	500 以下	100 以下	182	○			○			○				○				
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○														
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○														
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○														
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○														
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満	○														
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
47	pH値		7.4	7.3	7.3	5.8 ~ 8.6		7.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.6	0.5 未満	5度 以下		0.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.4	0.2 未満	2度 以下		0.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
項目数									9	51	9	9	25	9	9	25	9	9	25	9			

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

\* 令和2年4月1日から六価クロムの基準値が強化される予定。

上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

注6) 令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末(3年間)まで1年間に4回の検査とします。

注7) 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

国分地区芦谷配水池系

No	検査項目	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由	
1	一般細菌	/mL	0	8	0	100以下		8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満	○													3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満	○															
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001	0.001	0.001	0.01 以下	0.002 以下	0.001	○															
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○			○			○				○					
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○															
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○			○			○				○					
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.8	1.8	1.9	10 以下	2.0 以下	1.9	○			○			○				○					
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満	○															
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満	○															
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満	○															
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満	○															
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○															
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満	○															
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下		0.06 未満	○			○			○				○					
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満	○			○			○				○					
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満	○			○			○				○					
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○			○			○				○					
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満	○			○			○				○					
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○			○			○				○					
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満	○			○			○				○					
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○			○			○				○					
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満	○			○			○				○					
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下		0.001 未満	○			○			○				○					
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満	○			○			○				○					
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01	0.01	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01	○															
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○															
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満	○															
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満	○															
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	9.5	9.3	9.6	200 以下	40.0 以下	9.6	○															
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001 未満	○															
38	塩化物イオン	mg/L	6.6	6.4	6.4	200 以下		6.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	31	31	32	300 以下	60 以下	32	○															
40	蒸発残留物	mg/L	155	145	150	500 以下	100 以下	155	○			○			○				○					
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○															
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○															
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○															
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○															
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満	○															
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
47	pH値		7.3	7.3	7.3	5.8 ~ 8.6		7.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
									項目数	9	51	9	9	24	9	9	24	9	9	24	9			

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

省略不可9項目(月1回)

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

注6) 令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末(3年間)まで1年間に4回の検査とします。

注7) 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

\* 令和2年4月1日から六価クロムの基準値が強化される予定。

国分地区春山高架水槽系

No	検査項目	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由				
1	一般細菌	/mL	0	0	3	100以下		3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目			
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満	○													3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1			
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満	○																		
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○																		
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○																		
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.002	0.002	0.002	0.01 以下	0.002 以下	0.002	○																		
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○			○			○					○		3月1回	3月1回	注6			
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○													年1回	年1回	注1			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○			○			○					○		3月1回	3月1回	省略不可能項目			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.6	0.7	0.8	10 以下	2.0 以下	0.8	○			○			○					○		3月1回	3月1回	注4			
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満	○													3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1			
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満	○																		
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満	○																		
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満	○																		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○																		
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満	○																		
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○																		
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○																		
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○																		
21	塩素酸	mg/L	0.13	0.09	0.09	0.6 以下		0.13	○			○			○					○					3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満	○			○			○					○							
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満	○			○			○					○							
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○			○			○					○							
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満	○			○			○					○							
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○			○			○					○							
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満	○			○			○					○							
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○			○			○					○							
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満	○			○			○					○							
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下		0.001 未満	○			○			○					○							
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満	○			○			○					○							
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満	○													3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1			
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○																		
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満	○																		
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満	○																		
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.3	8.8	9.4	200 以下	40.0 以下	9.4	○																		
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001 未満	○																		
38	塩化物イオン	mg/L	6.0	5.4	5.3	200 以下		6.0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目			
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	20	23	27	300 以下	60 以下	27	○													年1回	年1回	注1			
40	蒸発残留物	mg/L	114	123	134	500 以下	100 以下	134	○			○			○					○		3月1回	3月1回	注2			
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○													3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1			
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○																		
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○																		
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○																		
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満	○																		
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
47	pH値		7.6	7.5	7.5	5.8 ~ 8.6		7.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
									項目数	9	51	9	9	24	9	9	24	9	9	24	9						

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

\* 令和2年4月1日から六価クロムの基準値が強化される予定。

上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

注6) 令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末(3年間)まで1年間に4回の検査とします。

注7) 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

No	検査項目	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由	
1	一般細菌	/mL	0	2	3	100以下		3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満	○													3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満	○															
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○			○			○					○				
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○															
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○			○			○					○				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.7	1.7	1.8	10 以下	2.0 以下	1.8	○			○			○					○				
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満	○															
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満	○															
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満	○															
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満	○															
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○															
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満	○															
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06	0.06	0.6 以下		0.06	○				○			○				○				
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満	○				○			○				○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満	○				○			○				○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○				○			○				○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満	○				○			○				○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○				○			○				○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満	○				○			○				○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○				○			○				○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満	○				○			○				○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下		0.001 未満	○				○			○				○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満	○				○			○				○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満	○															
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○															
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満	○															
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満	○															
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.4	8.8	9.1	200 以下	40.0 以下	9.1	○															
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001 未満	○															
38	塩化物イオン	mg/L	5.1	5.0	5.0	200 以下		5.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	28	29	30	300 以下	60 以下	30	○															
40	蒸発残留物	mg/L	143	137	137	500 以下	100 以下	143	○				○			○				○				
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○															
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○															
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○															
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○															
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満	○															
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
47	pH値		7.2	7.1	7.0	5.8 ~ 8.6		7.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
									項目数	9	51	9	9	24	9	9	24	9	9	24	9			

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

省略不可9項目(月1回)

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

注6) 令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末(3年間)まで1年間に4回の検査とします。

注7) 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

\* 令和2年4月1日から六価クロムの基準値が強化される予定。

No	検査項目	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由	
1	一般細菌	/mL	1	2	5	100以下		5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満	○													3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満	○															
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○			○			○				○					
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○															
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○			○			○				○					
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	5.3	5.3	5.6	10 以下	2.0 以下	5.6	○			○			○				○					
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満	○															
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満	○															
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満	○															
15	1,4-ジオキサソ	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満	○															
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○															
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満	○															
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下		0.06 未満	○				○						○					
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満	○				○						○					
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満	○				○						○					
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○				○						○					
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満	○				○						○					
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○				○						○					
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満	○				○						○					
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○				○						○					
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満	○				○						○					
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下		0.001 未満	○				○						○					
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満	○				○						○					
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満	○															
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○															
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満	○															
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満	○															
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	11.0	11.4	12.3	200 以下	40.0 以下	12.3	○															
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001 未満	○															
38	塩化物イオン	mg/L	7.0	6.9	6.8	200 以下		7.0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	58	55	61	300 以下	60 以下	61	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	注2
40	蒸発残留物	mg/L	203	209	193	500 以下	100 以下	209	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○															
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○															
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○															
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○															
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満	○															
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
47	pH値		7.0	6.9	6.8	5.8 ~ 8.6		7.0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2	0.2 未満	2度 以下		0.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
									項目数	9	51	9	9	25	9	9	25	9	9	25	9			

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

\* 令和2年4月1日から六価クロムの基準値が強化される予定。

上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。  
 注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。  
 注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。  
 注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが少ないため検査を省略し年1回の検査とします。  
 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。  
 注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。  
 注6) 令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末(3年間)まで1年間に4回の検査とします。  
 注7) 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

No	検査項目	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由	
1	一般細菌	/mL	0	0	2	100以下		2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満	○													3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満	○															
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○			○												
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○															
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○			○												
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.8	1.7	1.8	10 以下	2.0 以下	1.8	○			○												
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満	○															
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満	○															
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満	○															
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満	○															
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○															
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満	○															
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
21	塩素酸	mg/L	0.11	0.09	0.14	0.6 以下		0.14	○			○												
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満	○			○												
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満	○			○												
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○			○												
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満	○			○												
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○			○												
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001	○			○												
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○			○												
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満	○			○												
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下		0.001 未満	○			○												
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満	○			○												
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満	○															
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○															
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満	○															
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01	0.01	0.02	1.0 以下	0.20 以下	0.02	○															
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.4	8.6	9.0	200 以下	40.0 以下	9.0	○															
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001 未満	○															
38	塩化物イオン	mg/L	5.2	5.3	5.0	200 以下		5.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	28	28	31	300 以下	60 以下	31	○													年1回	注1	
40	蒸発残留物	mg/L	142	144	146	500 以下	100 以下	146	○			○										3月1回	注2	
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○															
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○															
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○															
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○															
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満	○															
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
47	pH値		7.2	7.2	7.2	5.8 ~ 8.6		7.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
									項目数	9	51	9	9	24	9	9	24	9	9	24	9			

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

\* 令和2年4月1日から六価クロムの基準値が強化される予定。

上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

注6) 令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末(3年間)まで1年間に4回の検査とします。

注7) 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

No	検査項目	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由	
1	一般細菌	/mL	0	0	0	100以下		0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満	○													3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満	○															
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○			○			○					○				
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○															
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○			○			○					○				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.7	1.7	1.8	10 以下	2.0 以下	1.8	○			○			○					○				
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満	○															
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満	○															
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満	○															
15	1,4-ジオキサソ	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満	○															
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○															
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満	○															
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06	0.6 以下		0.06	○			○			○					○				
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満	○			○			○					○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満	○			○			○					○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○			○			○					○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満	○			○			○					○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○			○			○					○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満	○			○			○					○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○			○			○					○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満	○			○			○					○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下		0.001 未満	○			○			○					○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満	○			○			○					○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満	○															
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○															
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満	○															
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満	○															
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.3	8.6	9.0	200 以下	40.0 以下	9.0	○															
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001 未満	○															
38	塩化物イオン	mg/L	5.1	5.0	5.1	200 以下		5.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	27	28	30	300 以下	60 以下	30	○															
40	蒸発残留物	mg/L	146	146	143	500 以下	100 以下	146	○			○			○					○				
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○															
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○															
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○															
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○															
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満	○															
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
47	pH値		7.3	7.3	7.3	5.8 ~ 8.6		7.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5	5度 以下		0.5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
51	濁度	度	0.3	0.2 未満	0.3	2度 以下		0.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
									項目数	9	51	9	9	24	9	9	24	9	9	24	9			

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

\* 令和2年4月1日から六価クロムの基準値が強化される予定。

上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

注6) 令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末(3年間)まで1年間に4回の検査とします。

注7) 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

No	検査項目	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由	
1	一般細菌	/mL	0	0	1	100以下		1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満	○													3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満	○															
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○			○			○				○					
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○															
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○			○			○				○					
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.7	1.7	1.8	10 以下	2.0 以下	1.8	○			○			○				○					
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満	○															
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満	○															
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満	○															
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満	○															
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○															
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満	○															
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
21	塩素酸	mg/L	0.08	0.08	0.08	0.6 以下		0.08	○			○			○				○					
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満	○			○			○				○					
23	クロロホルム	mg/L	0.001	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001	○			○			○				○					
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○			○			○				○					
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満	○			○			○				○					
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○			○			○				○					
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001	○			○			○				○					
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○			○			○				○					
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満	○			○			○				○					
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下		0.001 未満	○			○			○				○					
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満	○			○			○				○					
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満	○															
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○															
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満	○															
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満	○															
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.5	8.8	9.1	200 以下	40.0 以下	9.1	○															
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001 未満	○															
38	塩化物イオン	mg/L	5.2	5.0	5.1	200 以下		5.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	28	29	31	300 以下	60 以下	31	○															
40	蒸発残留物	mg/L	141	141	137	500 以下	100 以下	141	○			○			○				○					
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○															
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○															
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○															
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○															
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満	○															
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
47	pH値		7.4	7.4	7.3	5.8 ~ 8.6		7.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
									項目数	9	51	9	9	24	9	9	24	9	9	24	9			

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

\* 令和2年4月1日から六価クロムの基準値が強化される予定。

上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

注6) 令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末(3年間)まで1年間に4回の検査とします。

注7) 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

No	検査項目	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由	
1	一般細菌	/mL	0	0	0	100以下		0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満	○													3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満	○															
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○			○			○					○				
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○															
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○			○			○					○				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.7	1.7	1.8	10 以下	2.0 以下	1.8	○			○			○					○				
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満	○															
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満	○															
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満	○															
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満	○															
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○															
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満	○															
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
21	塩素酸	mg/L	0.06	0.07	0.06 未満	0.6 以下		0.07	○			○			○					○				
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満	○			○			○					○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満	○			○			○					○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○			○			○					○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満	○			○			○					○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○			○			○					○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満	○			○			○					○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○			○			○					○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満	○			○			○					○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下		0.001 未満	○			○			○					○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満	○			○			○					○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満	○															
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○															
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満	○															
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満	○															
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.4	8.5	8.9	200 以下	40.0 以下	8.9	○															
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001 未満	○															
38	塩化物イオン	mg/L	5.2	5.0	5.0	200 以下		5.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	28	29	31	300 以下	60 以下	31	○															
40	蒸発残留物	mg/L	149	141	132	500 以下	100 以下	149	○			○			○					○				
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○															
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○															
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○															
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○															
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満	○															
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
47	pH値		7.4	7.4	7.3	5.8 ~ 8.6		7.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
									項目数	9	51	9	9	24	9	9	24	9	9	24	9			

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

\* 令和2年4月1日から六価クロムの基準値が強化される予定。

上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。  
 注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。  
 注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。  
 注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが少ないため検査を省略し年1回の検査とします。  
 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。  
 注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。  
 注6) 令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末(3年間)まで1年間に4回の検査とします。  
 注7) 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

溝辺地区高区配水池系

No	検査項目	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由	
1	一般細菌	/mL	1	1	2	100以下		2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満	○													3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満	○															
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○			○			○				○					
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○															
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○			○			○				○					
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	2.7	2.7	2.8	10 以下	2.0 以下	2.8	○			○			○				○					
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満	○															
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満	○															
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満	○															
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満	○															
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○															
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満	○															
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下		0.06 未満	○			○			○				○					
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満	○			○			○				○					
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満	○			○			○				○					
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○			○			○				○					
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満	○			○			○				○					
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○			○			○				○					
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満	○			○			○				○					
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○			○			○				○					
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満	○			○			○				○					
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下		0.001 未満	○			○			○				○					
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満	○			○			○				○					
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満	○															
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○															
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満	○															
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満	○															
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	9.2	9.4	9.9	200 以下	40.0 以下	9.9	○															
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001	○															
38	塩化物イオン	mg/L	6.9	7.0	6.9	200 以下		7.0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	35	36	39	300 以下	60 以下	39	○															
40	蒸発残留物	mg/L	147	143	141	500 以下	100 以下	147	○			○			○				○					
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○															
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○															
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○															
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○															
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満	○															
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
47	pH値		7.1	6.9	6.9	5.8 ~ 8.6		7.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	1.0	0.5 未満	5度 以下		1.0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.5	0.2 未満	2度 以下		0.5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
									項目数	9	51	9	9	24	9	9	24	9	9	24	9			

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

省略不可9項目(月1回)

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

注6) 令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末(3年間)まで1年間に4回の検査とします。

注7) 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

\* 令和2年4月1日から六価クロムの基準値が強化される予定。

溝辺地区低区配水池系

No	検査項目	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由	
1	一般細菌	/mL	0	0	1	100以下		1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満	○													3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満	○															
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○			○			○				○					
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○															
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○			○			○				○					
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	2.7	2.7	2.8	10 以下	2.0 以下	2.8	○			○			○				○					
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満	○															
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満	○															
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満	○															
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満	○															
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○															
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満	○															
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下		0.06 未満	○			○			○				○					
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満	○			○			○				○					
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満	○			○			○				○					
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○			○			○				○					
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満	○			○			○				○					
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○			○			○				○					
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満	○			○			○				○					
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○			○			○				○					
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満	○			○			○				○					
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下		0.001 未満	○			○			○				○					
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満	○			○			○				○					
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満	○															
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○															
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満	○															
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満	○															
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	9.1	9.5	10.2	200 以下	40.0 以下	10.2	○															
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001 未満	○															
38	塩化物イオン	mg/L	6.9	7.0	7.0	200 以下		7.0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	35	36	40	300 以下	60 以下	40	○															
40	蒸発残留物	mg/L	144	144	142	500 以下	100 以下	144	○			○			○				○					
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○															
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○															
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○															
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○															
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満	○															
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
47	pH値		7.0	7.0	7.0	5.8 ~ 8.6		7.0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
									項目数	9	51	9	9	24	9	9	24	9	9	24	9			

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

省略不可9項目(月1回)

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

注6) 令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末(3年間)まで1年間に4回の検査とします。

注7) 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

\* 令和2年4月1日から六価クロムの基準値が強化される予定。

福山地区中崎配水池系

No	検査項目	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由		
1	一般細菌	/mL	0	0	0	100以下		0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満	○													3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1	
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満	○																
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○																
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○																
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.002	0.002	0.002	0.01 以下	0.002 以下	0.002	○																
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○			○			○				○						
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○														年1回		注1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○			○			○				○			3月1回	3月1回	省略不可能項目	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.1	0.1 未満	0.1 未満	10 以下	2.0 以下	0.1	○			○			○				○			3月1回	3月1回	注4	
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満	○													3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1	
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満	○																
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満	○																
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満	○																
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○																
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満	○																
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○																
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○																
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○																
21	塩素酸	mg/L	0.20	0.25	0.21	0.6 以下		0.25	○			○			○				○						3月1回
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満	○			○			○				○						
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満	○			○			○				○						
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○			○			○				○						
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満	○			○			○				○						
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○			○			○				○						
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満	○			○			○				○						
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○			○			○				○						
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満	○			○			○				○						
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下		0.001 未満	○			○			○				○						
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満	○			○			○				○						
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満	○													3月1回	年1回	注1	
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○													3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1	
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.07	0.07	0.05	0.3 以下	0.06 以下	0.07	○			○			○				○						
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満	○																
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	7.9	7.8	7.6	200 以下	40.0 以下	7.9	○																
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.074	0.035	0.032	0.05 以下	0.010 以下	0.074	○			○			○				○			3月1回	3月1回	注2	
38	塩化物イオン	mg/L	7.8	7.6	7.4	200 以下		7.8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	83	86	82	300 以下	60 以下	86	○			○			○				○			3月1回	3月1回	注2	
40	蒸発残留物	mg/L	140	150	158	500 以下	100 以下	158	○			○			○				○						
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○													3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1	
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○																
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○																
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○																
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満	○																
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
47	pH値		8.1	8.1	8.1	5.8 ~ 8.6		8.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
50	色度	度	2.7	2.6	2.0	5度 以下		2.7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
51	濁度	度	0.5	0.6	0.3	2度 以下		0.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
									項目数	9	51	9	9	27	9	9	27	9	9	27	9				

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

\*令和2年4月1日から六価クロムの基準値が強化される予定。

上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

注6) 令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末(3年間)まで1年間に4回の検査とします。

注7) 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

福山地区亀割配水池系

No	検査項目	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由						
1	一般細菌	/mL	0	1	0	100以下		1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目						
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目						
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満	○												3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満	○																				
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○																				
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○																				
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.002	0.002	0.001	0.01 以下	0.002 以下	0.002	○																				
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○			○			○				○										
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○													年1回	注1						
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○			○			○				○		3月1回	3月1回	省略不可能項目						
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.7	1.5	1.7	10 以下	2.0 以下	1.7	○			○			○				○		3月1回	3月1回	注4						
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.12	0.14	0.11	0.8 以下	0.16 以下	0.14	○												3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満	○																				
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満	○																				
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満	○																				
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○																				
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満	○																				
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○																				
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○																				
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○																				
21	塩素酸	mg/L	0.07	0.11	0.08	0.6 以下		0.11	○			○			○				○					3月1回	3月1回	省略不可能項目			
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満	○			○			○				○										
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満	○			○			○				○										
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○			○			○				○										
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満	○			○			○				○										
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○			○			○				○										
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満	○			○			○				○										
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○			○			○				○										
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満	○			○			○				○										
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下		0.001 未満	○			○			○				○										
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満	○			○			○				○										
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満	○												3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○																				
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満	○																				
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満	○																				
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	14.8	14.5	14.3	200 以下	40.0 以下	14.8	○																				
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001 未満	○																				
38	塩化物イオン	mg/L	7.2	6.9	7.0	200 以下		7.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目						
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	43	43	45	300 以下	60 以下	45	○												年1回	注1							
40	蒸発残留物	mg/L	147	155	152	500 以下	100 以下	155	○			○			○				○		3月1回	3月1回	注2						
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○												3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○																				
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○																				
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○																				
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満	○																				
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目						
47	pH値		7.6	7.6	7.6	5.8 ~ 8.6		7.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
									項目数									9	51	9	9	24	9	9	24	9	9	24	9

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

省略不可9項目(月1回)

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

注6) 令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末(3年間)まで1年間に4回の検査とします。

注7) 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

\* 令和2年4月1日から六価クロムの基準値が強化される予定。

No	検査項目	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由			
1	一般細菌	/mL	0	0	0	100以下		0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目		
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目		
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満	○													3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1		
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満	○																	
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○																	
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○																	
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.003	0.003	0.003	0.01 以下	0.002 以下	0.003	○			○				○				○			3月1回	注2		
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○			○				○				○			3月1回	注6		
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○														年1回	注1		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○			○				○				○		3月1回	3月1回	省略不可能項目		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.1	1.1	1.1	10 以下	2.0 以下	1.1	○			○				○				○			3月1回	注4		
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満	○																	
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満	○																	
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満	○																	
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満	○																	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○																	
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満	○																	
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○																	
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○																	
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○																	
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06	0.08	0.6 以下		0.08	○			○				○				○						
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満	○			○				○				○						
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満	○			○				○				○						
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○			○				○				○						
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満	○			○				○				○						
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○			○				○				○						
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満	○			○				○				○						
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○			○				○				○						
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満	○			○				○				○						
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下		0.001 未満	○			○				○				○						
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満	○			○				○				○						
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満	○																	
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○																	
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満	○																	
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満	○																	
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.7	8.9	9.2	200 以下	40.0 以下	9.2	○																	
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001 未満	○																	
38	塩化物イオン	mg/L	4.7	4.4	4.3	200 以下		4.7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	25	27	26	300 以下	60 以下	27	○															年1回	注1	
40	蒸発残留物	mg/L	145	144	147	500 以下	100 以下	147	○			○				○				○			3月1回	注2		
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○																	
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○																	
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○																	
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○																	
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満	○																	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
47	pH値		7.5	7.5	7.4	5.8 ~ 8.6		7.5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
									項目数	9	51	9	9	25	9	9	25	9	9	25	9					

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

\* 令和2年4月1日から六価クロムの基準値が強化される予定。

上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

注6) 令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末(3年間)まで1年間に4回の検査とします。

注7) 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

No	検査項目	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由	
1	一般細菌	/mL	0	1	2	100以下		2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満	○													3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満	○															
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○			○			○					○				
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○															
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○			○			○					○				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.1	1.1	1.1	10 以下	2.0 以下	1.1	○			○			○					○				
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満	○															
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満	○															
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満	○															
15	1,4-ジオキサソ	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満	○															
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○															
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満	○															
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下		0.06 未満	○			○			○					○				
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満	○			○			○					○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満	○			○			○					○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○			○			○					○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満	○			○			○					○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○			○			○					○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満	○			○			○					○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○			○			○					○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満	○			○			○					○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下		0.001 未満	○			○			○					○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満	○			○			○					○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満	○															
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○															
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満	○															
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満	○															
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	7.9	7.9	7.9	200 以下	40.0 以下	7.9	○															
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001 未満	○															
38	塩化物イオン	mg/L	5.1	4.8	4.8	200 以下		5.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	27	27	27	300 以下	60 以下	27	○															
40	蒸発残留物	mg/L	130	139	123	500 以下	100 以下	139	○			○			○					○				
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○															
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○															
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○															
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○															
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満	○															
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
47	pH値		7.1	7.1	7.0	5.8 ~ 8.6		7.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
									項目数	9	51	9	9	24	9	9	24	9	9	24	9			

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

\* 令和2年4月1日から六価クロムの基準値が強化される予定。

上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

注6) 令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末(3年間)まで1年間に4回の検査とします。

注7) 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

No	検査項目	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由	
1	一般細菌	/mL	1	1	0	100以下		1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満	○													3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満	○															
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○			○			○				○					
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○															
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○			○			○				○					
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	4.4	4.9	4.3	10 以下	2.0 以下	4.9	○			○			○				○					
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満	○															
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満	○															
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満	○															
15	1,4-ジオキサソ	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満	○															
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○															
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満	○															
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
21	塩素酸	mg/L	0.07	0.09	0.06 未満	0.6 以下		0.09	○			○			○				○					
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満	○			○			○				○					
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満	○			○			○				○					
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○			○			○				○					
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満	○			○			○				○					
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○			○			○				○					
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満	○			○			○				○					
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○			○			○				○					
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満	○			○			○				○					
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下		0.001 未満	○			○			○				○					
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満	○			○			○				○					
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01	0.03	0.01	1.0 以下	0.20 以下	0.03	○															
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○															
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満	○															
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01	○															
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.8	9.4	8.9	200 以下	40.0 以下	9.4	○															
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001 未満	○															
38	塩化物イオン	mg/L	7.7	7.9	7.3	200 以下		7.9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	41	46	39	300 以下	60 以下	46	○															
40	蒸発残留物	mg/L	162	168	160	500 以下	100 以下	168	○			○			○				○					
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○															
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○															
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○															
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○															
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満	○															
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
47	pH値		7.1	7.1	7.0	5.8 ~ 8.6		7.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	1.0	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		1.0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
									項目数	9	51	9	9	24	9	9	24	9	9	24	9			

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

\* 令和2年4月1日から六価クロムの基準値が強化される予定。

上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

注6) 令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末(3年間)まで1年間に4回の検査とします。

注7) 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

No	検査項目	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由	
1	一般細菌	/mL	0	0	1	100以下		1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満	○													3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満	○															
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○			○			○									
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○															
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○			○			○									
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.9	0.9	0.9	10 以下	2.0 以下	0.9	○			○			○									
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満	○															
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満	○															
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満	○															
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満	○															
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○															
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満	○															
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
21	塩素酸	mg/L	0.17	0.35	0.11	0.6 以下		0.35	○			○			○									
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満	○			○			○									
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満	○			○			○									
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○			○			○									
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満	○			○			○									
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○			○			○									
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満	○			○			○									
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○			○			○									
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満	○			○			○									
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下		0.001 未満	○			○			○									
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満	○			○			○									
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.02	0.01	0.01	1.0 以下	0.20 以下	0.02	○															
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○															
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満	○															
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01	○															
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	6.9	7.3	6.9	200 以下	40.0 以下	7.3	○															
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001 未満	○															
38	塩化物イオン	mg/L	5.0	5.0	4.6	200 以下		5.0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	28	30	29	300 以下	60 以下	30	○													年1回	注1	
40	蒸発残留物	mg/L	100	102	105	500 以下	100 以下	105	○			○			○							3月1回	注2	
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○															
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○															
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○															
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○															
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満	○															
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
47	pH値		7.3	7.2	7.2	5.8 ~ 8.6		7.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
									項目数	9	51	9	9	24	9	9	24	9	9	24	9			

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

省略不可9項目(月1回)

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

注6) 令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末(3年間)まで1年間に4回の検査とします。

注7) 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

\* 令和2年4月1日から六価クロムの基準値が強化される予定。

No	検査項目	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由	
1	一般細菌	/mL	0	0	0	100以下		0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満	○													3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満	○															
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○			○			○					○				
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○															
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○			○			○					○				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.3	1.3	1.3	10 以下	2.0 以下	1.3	○			○			○					○				
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満	○															
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満	○															
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満	○															
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満	○															
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○															
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満	○															
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.18	0.11	0.6 以下		0.18	○			○			○					○				
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満	○			○			○					○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満	○			○			○					○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○			○			○					○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満	○			○			○					○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○			○			○					○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満	○			○			○					○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○			○			○					○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満	○			○			○					○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下		0.001 未満	○			○			○					○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満	○			○			○					○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満	○															
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○															
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満	○															
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01	0.01	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01	○															
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	7.9	8.3	8.5	200 以下	40.0 以下	8.5	○															
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001 未満	○															
38	塩化物イオン	mg/L	5.7	5.4	5.3	200 以下		5.7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	25	25	26	300 以下	60 以下	26	○															
40	蒸発残留物	mg/L	114	118	118	500 以下	100 以下	118	○			○			○					○				
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○															
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○															
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○															
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○															
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満	○															
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
47	pH値		7.1	7.0	6.9	5.8 ~ 8.6		7.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
									項目数	9	51	9	9	24	9	9	24	9	9	24	9			

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

\* 令和2年4月1日から六価クロムの基準値が強化される予定。

上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

注6) 令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末(3年間)まで1年間に4回の検査とします。

注7) 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

No	検査項目	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由	
1	一般細菌	/mL	4	0	2	100以下		4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満	○													3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満	○															
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○			○			○					○				
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○															
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○			○			○					○				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	2.2	2.1	2.1	10 以下	2.0 以下	2.2	○			○			○					○				
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満	○															
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満	○															
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満	○															
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満	○															
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○															
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満	○															
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
21	塩素酸	mg/L	0.15	0.17	0.06 未満	0.6 以下		0.17	○			○			○					○				
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満	○			○			○					○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満	○			○			○					○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○			○			○					○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満	○			○			○					○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○			○			○					○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満	○			○			○					○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○			○			○					○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満	○			○			○					○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下		0.001 未満	○			○			○					○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満	○			○			○					○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.02	0.01	0.01	1.0 以下	0.20 以下	0.02	○															
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○															
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満	○															
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01	○															
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.1	8.3	8.3	200 以下	40.0 以下	8.3	○															
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001 未満	○															
38	塩化物イオン	mg/L	5.5	5.5	6.8	200 以下		6.8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	28	29	29	300 以下	60 以下	29	○															
40	蒸発残留物	mg/L	130	137	134	500 以下	100 以下	137	○			○			○					○				
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○															
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○															
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○															
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○															
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満	○															
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
47	pH値		7.2	7.1	7.1	5.8 ~ 8.6		7.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
50	色度	度	1.8	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		1.8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
									項目数	9	51	9	9	24	9	9	24	9	9	24	9			

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

\* 令和2年4月1日から六価クロムの基準値が強化される予定。

上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

注6) 令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末(3年間)まで1年間に4回の検査とします。

注7) 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

横川地区後ヶ谷配水池系

No	検査項目	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由	
1	一般細菌	/mL	1	0	0	100以下		1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満	○													3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満	○															
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.003	0.002	0.003	0.01 以下	0.002 以下	0.003	○			○				○				○			3月1回	注2
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○			○				○				○			3月1回	注6
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○														年1回	注1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○			○				○				○			3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.6	1.5	1.5	10 以下	2.0 以下	1.6	○			○				○				○			3月1回	注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満	○															
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満	○															
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満	○															
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満	○															
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○															
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満	○															
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下		0.06 未満	○				○											
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満	○				○											
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満	○				○											
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○				○											
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001	0.001	0.001	0.1 以下		0.001	○				○											
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○				○											
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001	0.001	0.001	0.1 以下		0.001	○				○											
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○				○											
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満	○				○											
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下		0.001 未満	○				○											
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満	○				○											
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.04	0.03	0.02	1.0 以下	0.20 以下	0.04	○															
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○															
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.05	0.08	0.15	0.3 以下	0.06 以下	0.15	○				○										3月1回	注2
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満	○															
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.9	9.2	9.8	200 以下	40.0 以下	9.8	○														年1回	注1
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.002	0.002	0.002	0.05 以下	0.010 以下	0.002	○															
38	塩化物イオン	mg/L	5.4	5.1	5.2	200 以下		5.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	33	33	30	300 以下	60 以下	33	○														年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	125	131	141	500 以下	100 以下	141	○				○										3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○															
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○															
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○															
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○															
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満	○															
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
47	pH値		7.5	7.3	7.3	5.8 ~ 8.6		7.5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
50	色度	度	0.7	1.6	1.5	5度 以下		1.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.6	0.8	2度 以下		0.8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
									項目数	9	51	9	9	26	9	9	26	9	9	26	9			

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

省略不可9項目(月1回)

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

注6) 令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末(3年間)まで1年間に4回の検査とします。

注7) 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

\* 令和2年4月1日から六価クロムの基準値が強化される予定。

牧園地区高千穂第1配水池系

No	検査項目	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由	
1	一般細菌	/mL	0	0	16	100以下		16	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満	○													3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満	○															
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○			○												
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○															
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○				○											
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.3	0.4	0.4	10 以下	2.0 以下	0.4	○				○											
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08	○															
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満	○															
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満	○															
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満	○															
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○															
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満	○															
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下		0.06 未満	○				○											
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満	○				○											
23	クロロホルム	mg/L	0.003	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.003	○				○											
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○				○											
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満	○				○											
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○				○											
27	総トリハロメタン	mg/L	0.004	0.002	0.001 未満	0.1 以下		0.004	○				○											
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○				○											
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001	○				○											
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.002	0.001 未満	0.09 以下		0.002	○				○											
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満	○				○											
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満	○															
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○															
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満	○															
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満	○															
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	3.9	4.0	6.0	200 以下	40.0 以下	6.0	○															
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.002	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.002	○															
38	塩化物イオン	mg/L	4.1	4.2	4.3	200 以下		4.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	17	18	36	300 以下	60 以下	36	○															
40	蒸発残留物	mg/L	63	58	100	500 以下	100 以下	100	○															
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○															
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○															
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○															
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○															
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満	○															
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
47	pH値		7.4	7.5	7.5	5.8 ~ 8.6		7.5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
50	色度	度	0.5 未満	0.5	0.5 未満	5度 以下		0.5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
51	濁度	度	0.3	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
									項目数	9	51	9	9	23	9	9	23	9	9	23	9			

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

\* 令和2年4月1日から六価クロムの基準値が強化される予定。

上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間に於ける当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

注6) 令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末(3年間)まで1年間に4回の検査とします。

注7) 過去3年間に於ける当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

No	検査項目	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由	
1	一般細菌	/mL	0	0	0	100以下		0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満	○													3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満	○															
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○			○			○					○				
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○															
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○			○			○					○				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.6	0.6	0.6	10 以下	2.0 以下	0.6	○			○			○					○				
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満	○															
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満	○															
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満	○															
15	1,4-ジオキサソ	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満	○															
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○															
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満	○															
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.07	0.07	0.6 以下		0.07	○				○							○				
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満	○				○							○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満	○				○							○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○				○							○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満	○				○							○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○				○							○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満	○				○							○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○				○							○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満	○				○							○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下		0.001 未満	○				○							○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満	○				○							○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満	○															
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○															
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満	○															
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満	○															
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	7.0	7.0	7.0	200 以下	40.0 以下	7.0	○															
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001 未満	○															
38	塩化物イオン	mg/L	5.1	4.8	4.9	200 以下		5.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	47	47	48	300 以下	60 以下	48	○													年1回	注1	
40	蒸発残留物	mg/L	138	132	135	500 以下	100 以下	138	○				○							○		3月1回	注2	
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○															
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○															
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○															
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○															
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満	○															
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
47	pH値		7.6	7.7	7.8	5.8 ~ 8.6		7.8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
									項目数	9	51	9	9	24	9	9	24	9	9	24	9			

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

省略不可9項目(月1回)

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

注6) 令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末(3年間)まで1年間に4回の検査とします。

注7) 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

\* 令和2年4月1日から六価クロムの基準値が強化される予定。

牧園地区寺原配水池系

No	検査項目	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	46	11	0	100以下		46	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満	○												3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満	○														
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○														
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○														
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○														
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○			○			○				○				
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○														
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○			○			○				○				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.9	1.0	0.9	10 以下	2.0 以下	1.0	○			○			○				○				
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満	○														
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満	○														
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満	○														
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満	○														
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○														
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満	○														
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○														
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○														
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○														
21	塩素酸	mg/L	0.15	0.10	0.08	0.6 以下		0.15	○			○			○				○				
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満	○			○			○				○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満	○			○			○				○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○			○			○				○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満	○			○			○				○				
26	臭素酸	mg/L	0.002	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.002	○			○			○				○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001	○			○			○				○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○			○			○				○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満	○			○			○				○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下		0.001	○			○			○				○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満	○			○			○				○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.02	0.01	1.0 以下	0.20 以下	0.02	○														
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○														
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満	○														
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満	○														
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.1	8.4	8.1	200 以下	40.0 以下	8.4	○														
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001 未満	○														
38	塩化物イオン	mg/L	5.2	5.1	5.1	200 以下		5.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	67	73	69	300 以下	60 以下	73	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
40	蒸発残留物	mg/L	166	159	166	500 以下	100 以下	166	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○														
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○														
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○														
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○														
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満	○														
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
47	pH値		7.7	7.8	7.8	5.8 ~ 8.6		7.8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
									項目数	9	51	9	9	25	9	9	25	9	9	25	9		

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

\* 令和2年4月1日から六価クロムの基準値が強化される予定。

上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

注6) 令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末(3年間)まで1年間に4回の検査とします。

注7) 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

牧園地区麓配水池系

No	検査項目	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由	
1	一般細菌	/mL	0	0	0	100以下		0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満	○													3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満	○															
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001	○															
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○			○			○				○					
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○															
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○			○			○				○					
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.6	0.6	0.6	10 以下	2.0 以下	0.6	○			○			○				○					
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満	○															
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満	○															
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満	○															
15	1,4-ジオキサソ	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満	○															
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○															
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満	○															
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下		0.06 未満	○				○							○				
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満	○				○							○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満	○				○							○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○				○							○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満	○				○							○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○				○							○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満	○				○							○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○				○							○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満	○				○							○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下		0.001 未満	○				○							○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満	○				○							○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満	○															
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○															
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満	○															
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満	○															
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.7	8.5	8.7	200 以下	40.0 以下	8.7	○															
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001 未満	○															
38	塩化物イオン	mg/L	4.6	4.5	4.6	200 以下		4.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	33	33	34	300 以下	60 以下	34	○															
40	蒸発残留物	mg/L	150	146	149	500 以下	100 以下	150	○				○							○				
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○															
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○															
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○															
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○															
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満	○															
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
47	pH値		7.0	7.1	7.1	5.8 ~ 8.6		7.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
									項目数	9	51	9	9	24	9	9	24	9	9	24	9			

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

\* 令和2年4月1日から六価クロムの基準値が強化される予定。

上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

注6) 令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末(3年間)まで1年間に4回の検査とします。

注7) 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

牧園地区万膳配水池系

No	検査項目	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由	
1	一般細菌	/mL	11	0	0	100以下		11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満	○													3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満	○															
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○			○			○				○					
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○															
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○			○			○				○					
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.6	0.6	0.6	10 以下	2.0 以下	0.6	○			○			○				○					
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満	○															
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満	○															
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満	○															
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満	○															
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○															
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満	○															
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下		0.06 未満	○				○						○					
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満	○				○						○					
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満	○				○						○					
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○				○						○					
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満	○				○						○					
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○				○						○					
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満	○				○						○					
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○				○						○					
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満	○				○						○					
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下		0.001 未満	○				○						○					
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満	○				○						○					
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満	○															
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○															
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満	○															
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満	○															
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	4.6	4.5	4.8	200 以下	40.0 以下	4.8	○															
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001 未満	○															
38	塩化物イオン	mg/L	4.1	4.0	3.7	200 以下		4.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	31	30	32	300 以下	60 以下	32	○															
40	蒸発残留物	mg/L	92	75	87	500 以下	100 以下	92	○															
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○															
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○															
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○															
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○															
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満	○															
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
47	pH値		7.5	7.6	7.5	5.8 ~ 8.6		7.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	1.1	0.9	3.7	5度 以下		3.7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2	2度 以下		0.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
									項目数	9	51	9	9	23	9	9	23	9	9	23	9			

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

\* 令和2年4月1日から六価クロムの基準値が強化される予定。

上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

注6) 令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末(3年間)まで1年間に4回の検査とします。

注7) 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

No	検査項目	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由	
1	一般細菌	/mL	0	2	1	100以下		2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満	○													3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満	○															
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.002	0.01 以下	0.002 以下	0.002	○															
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○			○			○				○					
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○															
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○				○						○					
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.1	0.1	0.1	10 以下	2.0 以下	0.1	○				○						○					
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満	○															
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満	○															
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満	○															
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満	○															
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○															
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満	○															
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下		0.06 未満	○				○							○				
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満	○				○							○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満	○				○							○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○				○							○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満	○				○							○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○				○							○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満	○				○							○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○				○							○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満	○				○							○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下		0.001 未満	○				○							○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満	○				○							○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満	○															
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○															
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満	○															
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満	○															
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	4.4	4.3	5.1	200 以下	40.0 以下	5.1	○															
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001 未満	○															
38	塩化物イオン	mg/L	4.0	3.1	3.1	200 以下		4.0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	24	24	25	300 以下	60 以下	25	○															
40	蒸発残留物	mg/L	85	74	87	500 以下	100 以下	87	○															
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○															
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○															
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○															
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○															
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満	○															
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
47	pH値		7.7	7.7	7.7	5.8 ~ 8.6		7.7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2	0.4	0.2 未満	2度 以下		0.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
									項目数	9	51	9	9	23	9	9	23	9	9	23	9			

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

\* 令和2年4月1日から六価クロムの基準値が強化される予定。

上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

注6) 令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末(3年間)まで1年間に4回の検査とします。

注7) 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

牧園地区大霧配水池系

No	検査項目	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由	
1	一般細菌	/mL	0	20	0	100以下		20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	注7
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	年1回	注1
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	年1回	注1
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	年1回	注1
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	注6
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	年1回	注1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.3	0.3	0.2	10 以下	2.0 以下	0.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	年1回	注1
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	年1回	注1
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	年1回	注1
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	年1回	注1
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	年1回	注1
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	年1回	注1
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	年1回	注1
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	年1回	注1
21	塩素酸	mg/L	0.07	0.09	0.17	0.6 以下		0.17	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	省略不可能項目
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	省略不可能項目
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	省略不可能項目
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	省略不可能項目
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	省略不可能項目
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	省略不可能項目
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	省略不可能項目
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	省略不可能項目
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下		0.001 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	省略不可能項目
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	省略不可能項目
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01	0.01	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	年1回	注1
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.04	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.04	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	年1回	注1
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	年1回	注1
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	4.1	3.9	4.5	200 以下	40.0 以下	4.5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	年1回	注1
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.008	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.008	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	年1回	注1
38	塩化物イオン	mg/L	4.7	4.5	4.6	200 以下		4.7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	24	25	29	300 以下	60 以下	29	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	72	57	69	500 以下	100 以下	72	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	年1回	注1
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	年1回	注3
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	年1回	注3
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	年1回	注5
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	年1回	注1
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	年1回	注1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.2	7.2	7.1	5.8 ~ 8.6		7.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
50	色度	度	0.6	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
									項目数	9	51	9	9	24	9	9	24	9	9	24	9			

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

省略不可9項目(月1回)

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3

霧島地区永水配水池系

No	検査項目	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由	
1	一般細菌	/mL	1	0	1	100以下		1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満	○													3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満	○															
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○			○			○					○				
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○															
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○			○			○					○				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.6	1.6	1.7	10 以下	2.0 以下	1.7	○			○			○					○				
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満	○															
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満	○															
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満	○															
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満	○															
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○															
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満	○															
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
21	塩素酸	mg/L	0.07	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下		0.07	○			○			○					○				
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満	○			○			○					○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満	○			○			○					○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○			○			○					○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満	○			○			○					○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○			○			○					○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.002	0.1 以下		0.002	○			○			○					○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○			○			○					○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満	○			○			○					○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.002	0.09 以下		0.002	○			○			○					○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満	○			○			○					○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満	○															
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○															
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満	○															
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満	○															
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.6	8.7	8.8	200 以下	40.0 以下	8.8	○															
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001 未満	○															
38	塩化物イオン	mg/L	4.6	4.7	4.4	200 以下		4.7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	24	26	25	300 以下	60 以下	26	○															
40	蒸発残留物	mg/L	135	138	137	500 以下	100 以下	138	○			○			○					○				
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○															
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○															
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○															
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○															
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満	○															
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
47	pH値		7.2	7.0	7.2	5.8 ~ 8.6		7.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
									項目数	9	51	9	9	24	9	9	24	9	9	24	9			

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

\* 令和2年4月1日から六価クロムの基準値が強化される予定。

上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

注6) 令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末(3年間)まで1年間に4回の検査とします。

注7) 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

No	検査項目	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	0	4	3	100以下		4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満	○												3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満	○														
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○														
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○														
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○														
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○			○			○				○				
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○														
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○			○			○				○				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.4	1.5	1.4	10 以下	2.0 以下	1.5	○			○			○				○				
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満	○														
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満	○														
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満	○														
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満	○														
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○														
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満	○														
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○														
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○														
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○														
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.10	0.6 以下		0.10	○			○			○				○				
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満	○			○			○				○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満	○			○			○				○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○			○			○				○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満	○			○			○				○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○			○			○				○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満	○			○			○				○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○			○			○				○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満	○			○			○				○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下		0.001 未満	○			○			○				○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満	○			○			○				○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.03	0.01 未満	0.01	1.0 以下	0.20 以下	0.03	○														
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○														
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満	○														
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満	○														
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	7.8	8.0	8.1	200 以下	40.0 以下	8.1	○														
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001 未満	○														
38	塩化物イオン	mg/L	5.1	4.7	4.2	200 以下		5.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	26	30	28	300 以下	60 以下	30	○														
40	蒸発残留物	mg/L	128	133	130	500 以下	100 以下	133	○			○			○				○				
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○														
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○														
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○														
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○														
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満	○														
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
47	pH値		7.1	7.0	7.1	5.8 ~ 8.6		7.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	1.4	5度 以下		1.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2	0.2 未満	0.7	2度 以下		0.7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
									項目数	9	51	9	9	24	9	9	24	9	9	24	9		

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

\* 令和2年4月1日から六価クロムの基準値が強化される予定。

上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

注6) 令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末(3年間)まで1年間に4回の検査とします。

注7) 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

霧島地区横岳配水池系

No	検査項目	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由	
1	一般細菌	/mL	0	3	0	100以下		3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満	○													3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満	○															
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○			○			○					○				
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○															
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○			○			○					○				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.4	0.5	0.5	10 以下	2.0 以下	0.5	○			○			○					○				
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.21	0.21	0.23	0.8 以下	0.16 以下	0.23	○			○			○					○				
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.5	0.4	0.4	1.0 以下	0.2 以下	0.5	○			○			○					○				
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満	○													3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満	○															
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○															
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満	○															
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下		0.06 未満	○			○			○					○				
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満	○			○			○					○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満	○			○			○					○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○			○			○					○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満	○			○			○					○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○			○			○					○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満	○			○			○					○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○			○			○					○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満	○			○			○					○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下		0.001 未満	○			○			○					○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満	○			○			○					○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満	○													3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○															
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満	○															
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満	○															
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	15.5	14.4	15.8	200 以下	40.0 以下	15.8	○															
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001 未満	○															
38	塩化物イオン	mg/L	15.9	15.6	18.4	200 以下		18.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	160	152	149	300 以下	60 以下	160	○			○			○					○				
40	蒸発残留物	mg/L	318	296	318	500 以下	100 以下	318	○			○			○					○				
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○															
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○															
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○															
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○															
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満	○															
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
47	pH値		7.8	7.8	7.8	5.8 ~ 8.6		7.8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
									項目数	9	51	9	9	27	9	9	27	9	9	27	9			

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

省略不可9項目(月1回)

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

注6) 令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末(3年間)まで1年間に4回の検査とします。

注7) 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

\* 令和2年4月1日から六価クロムの基準値が強化される予定。

霧島地区上部配水池系

No	検査項目	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由	
1	一般細菌	/mL	0	0	0	100以下		0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満	○													3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満	○															
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○			○			○					○				
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○															
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○			○			○					○				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.4	0.4	0.5	10 以下	2.0 以下	0.5	○			○			○					○				
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.21	0.22	0.24	0.8 以下	0.16 以下	0.24	○			○			○					○				
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.5	0.4	0.4	1.0 以下	0.2 以下	0.5	○			○			○					○				
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満	○													3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満	○															
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○															
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満	○															
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下		0.06 未満	○			○			○					○				
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満	○			○			○					○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満	○			○			○					○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○			○			○					○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満	○			○			○					○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○			○			○					○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.004	0.1 以下		0.004	○			○			○					○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○			○			○					○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満	○			○			○					○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.003	0.09 以下		0.003	○			○			○					○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満	○			○			○					○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満	○													3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○															
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満	○															
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満	○															
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	15.4	14.4	15.7	200 以下	40.0 以下	15.7	○															
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001 未満	○															
38	塩化物イオン	mg/L	15.8	15.6	18.2	200 以下		18.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	162	150	152	300 以下	60 以下	162	○			○			○					○				
40	蒸発残留物	mg/L	312	292	313	500 以下	100 以下	313	○			○			○					○				
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○															
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○															
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○															
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○															
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満	○															
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
47	pH値		7.8	7.8	7.8	5.8 ~ 8.6		7.8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
									項目数	9	51	9	9	27	9	9	27	9	9	27	9			

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

省略不可9項目(月1回)

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

注6) 令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末(3年間)まで1年間に4回の検査とします。

注7) 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

\* 令和2年4月1日から六価クロムの基準値が強化される予定。

No	検査項目	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	0	0	2	100以下		2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満	○												3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満	○														
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○														
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○														
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○														
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○			○			○				○				
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○														
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○			○			○				○				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.4	0.4	0.4	10 以下	2.0 以下	0.4	○			○			○				○				
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.18	0.17	0.17	0.8 以下	0.16 以下	0.18	○			○			○				○				
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.4	0.3	0.3	1 以下	0.2 以下	0.4	○			○			○				○				
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満	○												3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満	○														
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○														
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満	○														
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○														
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○														
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○														
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下		0.06 未満	○			○			○				○				
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満	○			○			○				○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満	○			○			○				○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○			○			○				○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満	○			○			○				○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○			○			○				○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満	○			○			○				○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○			○			○				○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満	○			○			○				○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下		0.001 未満	○			○			○				○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満	○			○			○				○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満	○												3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○														
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満	○														
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.02	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.02	○														
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	14.1	12.3	13.6	200 以下	40.0 以下	14.1	○														
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001 未満	○														
38	塩化物イオン	mg/L	12.3	11.8	14.0	200 以下		14.0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	147	120	118	300 以下	60 以下	147	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
40	蒸発残留物	mg/L	296	255	251	500 以下	100 以下	296	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○														
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○														
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○														
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○														
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満	○														
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
47	pH値		7.7	7.5	7.5	5.8 ~ 8.6		7.7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
									項目数	9	51	9	9	27	9	9	27	9	9	27	9		

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

\* 令和2年4月1日から六価クロムの基準値が強化される予定。

上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

注6) 令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末(3年間)まで1年間に4回の検査とします。

注7) 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

霧島地区下部配水池系

No	検査項目	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由	
1	一般細菌	/mL	0	0	0	100以下		0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満	○													3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満	○															
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001	○															
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○			○												
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○															
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○			○												
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.6	0.7	0.7	10 以下	2.0 以下	0.7	○			○												
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08	0.08	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08	○															
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満	○															
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満	○															
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満	○															
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○															
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満	○															
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.07	0.6 以下		0.07	○			○												
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満	○			○												
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満	○			○												
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○			○												
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満	○			○												
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○			○												
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満	○			○												
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○			○												
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満	○			○												
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下		0.001 未満	○			○												
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満	○			○												
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満	○															
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○															
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満	○															
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01	0.01 未満	0.01	1.0 以下	0.20 以下	0.01	○															
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	9.0	8.6	7.9	200 以下	40.0 以下	9.0	○															
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001 未満	○															
38	塩化物イオン	mg/L	5.6	5.9	6.1	200 以下		6.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	51	51	50	300 以下	60 以下	51	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	注7
40	蒸発残留物	mg/L	156	151	156	500 以下	100 以下	156	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○															
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○															
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○															
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○															
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満	○															
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
47	pH値		7.1	6.9	7.0	5.8 ~ 8.6		7.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
									項目数	9	51	9	9	25	9	9	25	9	9	25	9			

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

省略不可9項目(月1回)

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

注6) 令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末(3年間)まで1年間に4回の検査とします。

注7) 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

\* 令和2年4月1日から六価クロムの基準値が強化される予定。

No	検査項目	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	0	***	***	100以下		0													月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	***	***	検出されないこと		検出されない													月1回	月1回	省略不可能項目
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	***	***	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満													3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	***	***	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満															
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	***	***	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満															
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	***	***	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満															
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	***	***	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満															
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	***	***	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満															
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	***	***	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満															
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	***	***	0.01 以下		0.001 未満															
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.1	***	***	10 以下	2.0 以下	0.1															
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	***	***	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満															
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	***	***	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満															
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	***	***	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満															
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	***	***	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満															
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	***	***	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満															
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	***	***	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満															
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	***	***	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満															
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	***	***	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満															
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	***	***	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満															
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	***	***	0.6 以下		0.06 未満															
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	***	***	0.02 以下		0.002 未満															
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	***	***	0.06 以下		0.001 未満															
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	***	***	0.03 以下		0.003 未満															
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	***	***	0.1 以下		0.001 未満															
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	***	***	0.01 以下		0.001 未満															
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	***	***	0.1 以下		0.001 未満															
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	***	***	0.03 以下		0.003 未満															
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	***	***	0.03 以下		0.001 未満															
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	***	***	0.09 以下		0.001 未満															
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	***	***	0.08 以下		0.008 未満															
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	***	***	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満															
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	***	***	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満															
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	***	***	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満															
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01	***	***	1.0 以下	0.20 以下	0.01															
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	9.5	***	***	200 以下	40.0 以下	9.5															
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	***	***	0.05 以下	0.010 以下	0.001 未満															
38	塩化物イオン	mg/L	24.2	***	***	200 以下		24.2															
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	132	***	***	300 以下	60 以下	132															
40	蒸発残留物	mg/L	263	***	***	500 以下	100 以下	263															
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	***	***	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満															
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	***	***	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満															
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	***	***	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満															
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	***	***	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満															
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	***	***	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満															
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	***	***	3.0 以下		0.3 未満															
47	pH値		6.9	***	***	5.8 ~ 8.6		6.9															
48	味		異常なし	***	***	異常でないこと		異常なし															
49	臭気		異常なし	***	***	異常でないこと		異常なし															
50	色度	度	0.5 未満	***	***	5度 以下		0.5 未満															
51	濁度	度	0.2 未満	***	***	2度 以下		0.2 未満															
									項目数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

省略不可9項目(月1回)

省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

注6) 令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末(3年間)まで1年間に4回の検査とします。

注7) 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

\* 令和2年4月1日から六価クロムの基準値が強化される予定。

\* 平成30年3月より休止中

No	検査項目	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由						
1	一般細菌	/mL	0	0	0	100以下		0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目						
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目						
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満	○												3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満	○																				
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○																				
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○																				
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○																				
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○			○			○				○										
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○																				
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○			○			○				○										
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.3	0.3	0.3	10 以下	2.0 以下	0.3	○			○			○				○										
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.12	0.12	0.16	0.8 以下	0.16 以下	0.16	○			○			○				○										
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.6	0.6	0.7	1 以下	0.2 以下	0.7	○			○			○				○										
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満	○												3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満	○																				
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○																				
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満	○																				
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○																				
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○																				
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○																				
21	塩素酸	mg/L	0.08	0.08	0.10	0.6 以下		0.10	○			○			○				○										
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満	○			○			○				○										
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満	○			○			○				○										
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○			○			○				○										
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.002	0.002	0.004	0.1 以下		0.004	○			○			○				○										
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○			○			○				○										
27	総トリハロメタン	mg/L	0.004	0.005	0.008	0.1 以下		0.008	○			○			○				○										
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○			○			○				○										
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001	0.03 以下		0.001	○			○			○				○										
30	ブロモホルム	mg/L	0.002	0.003	0.005	0.09 以下		0.005	○			○			○				○										
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満	○			○			○				○										
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満	○												3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○																				
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満	○			○			○				○										
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満	○																				
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	25.2	26.4	40.9	200 以下	40.0 以下	40.9	○			○			○				○										
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001 未満	○												3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
38	塩化物イオン	mg/L	51.0	48.1	64.7	200 以下		64.7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	294	290	331	300 以下	60 以下	331	○			○			○				○										
40	蒸発残留物	mg/L	588	572	650	500 以下	100 以下	650	○			○			○				○										
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○																				
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○												3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1						
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○																				
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○																				
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満	○																				
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
47	pH値		7.6	7.6	7.7	5.8 ~ 8.6		7.7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目						
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
									項目数									9	51	9	9	29	9	9	29	9	9	29	9

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

\* 令和2年4月1日から六価クロムの基準値が強化される予定。

上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

注6) 令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末(3年間)まで1年間に4回の検査とします。

注7) 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

霧島地区永池配水池系

No	検査項目	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	0	0	4	100以下		4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満	○												3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満	○														
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○														
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○														
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○														
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○			○											
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○														
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○			○											
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.3	0.3	0.3	10 以下	2.0 以下	0.3	○			○											
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.11	0.11	0.14	0.8 以下	0.16 以下	0.14	○			○											
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.5	0.6	0.6	1 以下	0.2 以下	0.6	○			○											
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満	○												3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満	○														
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○														
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満	○														
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○														
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○														
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○														
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下		0.06 未満	○			○											
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満	○			○											
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満	○			○											
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○			○											
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満	○			○											
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○			○											
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満	○			○											
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○			○											
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満	○			○											
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下		0.001 未満	○			○											
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満	○			○											
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満	○												3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○														
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満	○														
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満	○														
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	20.2	23.1	35.7	200 以下	40.0 以下	35.7	○														
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001 未満	○														
38	塩化物イオン	mg/L	44.1	54.2	54.4	200 以下		54.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	251	265	294	300 以下	60 以下	294	○			○											
40	蒸発残留物	mg/L	506	531	553	500 以下	100 以下	553	○			○											
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○														
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○														
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○														
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○														
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満	○														
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
47	pH値		7.1	7.6	7.2	5.8 ~ 8.6		7.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
									項目数	9	51	9	9	27	9	9	27	9	9	27	9		

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

\* 令和2年4月1日から六価クロムの基準値が強化される予定。

上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

注6) 令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末(3年間)まで1年間に4回の検査とします。

注7) 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

霧島地区霧島配水池系

No	検査項目	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由	
1	一般細菌	/mL	0	0	8	100以下		8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満	○													3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満	○															
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○			○			○					○				
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○															
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○			○			○					○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.4	0.4	0.5	10 以下	2.0 以下	0.5	○			○			○					○				注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.20	0.21	0.23	0.8 以下	0.16 以下	0.23	○			○			○					○				注2
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.4	0.4	0.4	1.0 以下	0.2 以下	0.4	○			○			○					○				
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満	○													3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満	○															
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○															
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満	○															
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下		0.06 未満	○			○			○					○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満	○			○			○				○					
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満	○			○			○				○					
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○			○			○				○					
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満	○			○			○				○					
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○			○			○				○					
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満	○			○			○				○					
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○			○			○				○					
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満	○			○			○				○					
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下		0.001 未満	○			○			○				○					
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満	○			○			○				○					
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満	○													3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○															
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満	○															
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満	○															
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	14.8	14.2	16.0	200 以下	40.0 以下	16.0	○															
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001 未満	○															
38	塩化物イオン	mg/L	16.5	16.7	18.9	200 以下		18.9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	151	151	147	300 以下	60 以下	151	○			○			○				○					注2
40	蒸発残留物	mg/L	302	299	305	500 以下	100 以下	305	○			○			○				○			3月1回	3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○													3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○															
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○															
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○															
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満	○															
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
47	pH値		7.4	7.1	7.3	5.8 ~ 8.6		7.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
									項目数	9	51	9	9	27	9	9	27	9	9	27	9			

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

\* 令和2年4月1日から六価クロムの基準値が強化される予定。

上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

注6) 令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末(3年間)まで1年間に4回の検査とします。

注7) 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

霧島地区霧島ハイツ配水池系

No	検査項目	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由	
1	一般細菌	/mL	7	2	1	100以下		7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満	○													3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満	○															
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○			○			○					○				
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○															
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○			○			○					○				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.3	0.3	0.3	10 以下	2.0 以下	0.3	○			○			○					○				
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.13	0.12	0.16	0.8 以下	0.16 以下	0.16	○			○			○					○				
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.7	0.6	0.7	1.0 以下	0.2 以下	0.7	○			○			○					○				
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満	○													3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満	○															
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○															
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満	○															
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下		0.06 未満	○			○			○					○				
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満	○			○			○					○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満	○			○			○					○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○			○			○					○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満	○			○			○					○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○			○			○					○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001	0.001	0.002	0.1 以下		0.002	○			○			○					○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○			○			○					○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満	○			○			○					○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001	0.001	0.002	0.09 以下		0.002	○			○			○					○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満	○			○			○					○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満	○													3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○															
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満	○															
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満	○															
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	24.4	26.5	40.6	200 以下	40.0 以下	40.6	○			○			○					○				
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001 未満	○															
38	塩化物イオン	mg/L	51.9	55.8	64.9	200 以下		64.9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	294	299	323	300 以下	60 以下	323	○			○			○					○				
40	蒸発残留物	mg/L	582	562	619	500 以下	100 以下	619	○			○			○					○				
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○															
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○															
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○															
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○															
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満	○															
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
47	pH値		7.8	7.7	7.8	5.8 ~ 8.6		7.8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
									項目数	9	51	9	9	28	9	9	28	9	9	28	9			

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

\* 令和2年4月1日から六価クロムの基準値が強化される予定。

上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

注6) 令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末(3年間)まで1年間に4回の検査とします。

注7) 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

No	検査項目	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由			
1	一般細菌	/mL	0	6	0	100以下		6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目			
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目			
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満	○												3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1			
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満	○																	
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○																	
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001	0.002	0.001	0.01 以下	0.002 以下	0.002	○																	
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○																	
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○			○			○				○							
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○																	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○			○			○				○							
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	2.1	2.2	2.3	10 以下	2.0 以下	2.3	○			○			○				○							
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満	○															3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満	○																	
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満	○																	
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満	○																	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○																	
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満	○																	
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○																	
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○																	
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○																	
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下		0.06 未満	○			○			○				○		3月1回	3月1回	省略不可能項目			
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満	○			○			○				○							
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満	○			○			○				○							
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○			○			○				○							
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満	○			○			○				○							
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○			○			○				○							
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満	○			○			○				○							
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○			○			○				○							
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満	○			○			○				○							
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下		0.001 未満	○			○			○				○							
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満	○			○			○				○							
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.02	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.02	○												3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1			
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○																	
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満	○																	
35	銅及びその化合物	mg/L	0.02	0.04	0.01	1.0 以下	0.20 以下	0.04	○																	
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	9.6	9.9	10.6	200 以下	40.0 以下	10.6	○																	
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001 未満	○																	
38	塩化物イオン	mg/L	7.5	7.1	7.2	200 以下		7.5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	35	36	37	300 以下	60 以下	37	○																	
40	蒸発残留物	mg/L	148	155	156	500 以下	100 以下	156	○			○			○				○							
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○																	
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○																	
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○																	
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○																	
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満	○																	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1			
47	pH値		7.0	6.8	6.9	5.8 ~ 8.6		7.0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
51	濁度	度	0.2 未満	0.2	0.2 未満	2度 以下		0.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
									項目数	9	51	9	9	24	9	9	24	9	9	24				9		

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

\* 令和2年4月1日から六価クロムの基準値が強化される予定。

上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

注6) 令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末(3年間)まで1年間に4回の検査とします。

注7) 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

福山地区池之谷配水池系

No	検査項目	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由	
1	一般細菌	/mL	8	0	17	100以下		17	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満	○													3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満	○															
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○			○												
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○															
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○			○												
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	2.3	2.8	2.6	10 以下	2.0 以下	2.8	○			○												
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満	○															
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満	○															
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満	○															
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満	○															
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○															
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満	○															
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
21	塩素酸	mg/L	0.08	0.07	0.06	0.6 以下		0.08	○			○												
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満	○			○												
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満	○			○												
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○			○												
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満	○			○												
26	臭素酸	mg/L	0.002	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.002	○			○												
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満	○			○												
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○			○												
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満	○			○												
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下		0.001 未満	○			○												
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満	○			○												
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満	○															
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○															
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満	○															
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満	○															
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	35.4	40.2	39.2	200 以下	40.0 以下	40.2	○			○												
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001 未満	○															
38	塩化物イオン	mg/L	66.3	71.9	68.4	200 以下		71.9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	72	79	77	300 以下	60 以下	79	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
40	蒸発残留物	mg/L	239	287	280	500 以下	100 以下	287	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○															
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○															
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○															
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○															
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満	○															
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
47	pH値		6.9	6.9	6.8	5.8 ~ 8.6		6.9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.3	2度 以下		0.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
									項目数	9	51	9	9	26	9	9	26	9	9	26	9			

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

\* 令和2年4月1日から六価クロムの基準値が強化される予定。

上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

注6) 令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末(3年間)まで1年間に4回の検査とします。

注7) 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

福山地区福地配水池系

No	検査項目	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由
1	一般細菌	/mL	0	3	2	100以下		3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満	○												3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満	○														
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○														
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○														
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001	0.001	0.001	0.01 以下	0.002 以下	0.001	○														
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○			○			○				○				
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○														
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○			○			○				○				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	2.9	2.8	2.7	10 以下	2.0 以下	2.9	○			○			○				○				
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満	○														
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満	○														
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満	○														
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満	○														
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○														
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満	○														
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○														
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○														
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○														
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下		0.06 未満	○			○			○				○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満	○			○			○				○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満	○			○			○				○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○			○			○				○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満	○			○			○				○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○			○			○				○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満	○			○			○				○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○			○			○				○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満	○			○			○				○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下		0.001 未満	○			○			○				○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満	○			○			○				○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.03	0.03	0.03	1.0 以下	0.20 以下	0.03	○												3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○														
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満	○														
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満	○														
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	12.9	13.1	13.4	200 以下	40.0 以下	13.4	○														
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001	0.001	0.002	0.05 以下	0.010 以下	0.002	○														
38	塩化物イオン	mg/L	9.9	9.6	9.5	200 以下		9.9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	53	53	54	300 以下	60 以下	54	○														
40	蒸発残留物	mg/L	204	193	204	500 以下	100 以下	204	○			○			○				○				
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○														
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○														
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○														
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○														
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満	○														
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
47	pH値		7.2	7.1	7.1	5.8 ~ 8.6		7.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5	0.5	5度 以下		0.5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
									項目数	9	51	9	9	24	9	9	24	9	9	24	9		

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

\*令和2年4月1日から六価クロムの基準値が強化される予定。

上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

注6) 令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末(3年間)まで1年間に4回の検査とします。

注7) 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

No	検査項目	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由	
1	一般細菌	/mL	0	0	1	100以下		1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満	○													3月1回 (特定の 条件によ り省略可 能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満	○															
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.003	0.002	0.003	0.01 以下	0.002 以下	0.003	○			○				○				○				
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○			○				○				○				
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○															
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○			○				○				○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.3	1.3	1.2	10 以下	2.0 以下	1.3	○			○				○				○				注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満	○													3月1回 (特定の 条件によ り省略可 能)	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満	○															
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満	○															
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満	○															
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○															
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満	○															
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下		0.06 未満	○				○			○				○				
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満	○				○			○				○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満	○				○			○				○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○				○			○				○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満	○				○			○				○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○				○			○				○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満	○				○			○				○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○				○			○				○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満	○				○			○				○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下		0.001 未満	○				○			○				○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満	○				○			○				○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満	○													3月1回 (特定の 条件によ り省略可 能)	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○															
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満	○															
35	銅及びその化合物	mg/L	0.02	0.02	0.01	1.0 以下	0.20 以下	0.02	○															
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	9.5	10.1	10.1	200 以下	40.0 以下	10.1	○															
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001 未満	○															
38	塩化物イオン	mg/L	5.8	5.6	5.9	200 以下		5.9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	32	34	34	300 以下	60 以下	34	○															注1
40	蒸発残留物	mg/L	162	156	162	500 以下	100 以下	162	○				○			○				○		3月1回	3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○													3月1回 (特定の 条件によ り省略可 能)	年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○															
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○															
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○															
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満	○															
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
47	pH値		7.2	7.1	7.1	5.8 ~ 8.6		7.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
									項目数	9	51	9	9	25	9	9	25	9	9	25	9			

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

\* 令和2年4月1日から六価クロムの基準値が強化される予定。

上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

注6) 令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末(3年間)まで1年間に4回の検査とします。

注7) 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

No	検査項目	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由	
1	一般細菌	/mL	0	0	1	100以下		1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満	○													3月1回 (特定の 条件によ り省略可 能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満	○															
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.004	0.003	0.004	0.01 以下	0.002 以下	0.004	○			○				○				○		3月1回	3月1回	注2
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○			○				○				○		3月1回	3月1回	注6
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○													年1回	年1回	注1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○			○				○				○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.0	1.1	1.0	10 以下	2.0 以下	1.1	○			○				○				○		3月1回	3月1回	注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08	○													3月1回 (特定の 条件によ り省略可 能)	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満	○															
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満	○															
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満	○															
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○															
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満	○															
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
21	塩素酸	mg/L	0.12	0.14	0.11	0.6 以下		0.14	○			○				○				○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満	○			○				○				○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満	○			○				○				○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○			○				○				○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満	○			○				○				○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○			○				○				○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満	○			○				○				○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○			○				○				○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満	○			○				○				○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下		0.001 未満	○			○				○				○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満	○			○				○				○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.03	0.03	0.01	1.0 以下	0.20 以下	0.03	○													3月1回 (特定の 条件によ り省略可 能)	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.03	0.04	0.2 以下	0.04 以下	0.04	○															
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.05	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.05	○															
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満	○															
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	13.3	14.0	14.0	200 以下	40.0 以下	14.0	○															
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.004	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.004	○			○				○				○		3月1回	3月1回	注7
38	塩化物イオン	mg/L	6.9	7.5	7.5	200 以下		7.5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	30	31	32	300 以下	60 以下	32	○													年1回	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	164	157	166	500 以下	100 以下	166	○			○				○				○		3月1回	3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○													3月1回 (特定の 条件によ り省略可 能)	年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○															
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○															
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○															
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満	○															
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.4	7.5	7.5	5.8 ~ 8.6		7.5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	1.3	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		1.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
									項目数	9	51	9	9	26	9	9	26	9	9	26	9			

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

\*令和2年4月1日から六価クロムの基準値が強化される予定。

上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

注6) 令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末(3年間)まで1年間に4回の検査とします。

注7) 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

No	検査項目	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由	
1	一般細菌	/mL	1	1	0	100以下		1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満	○													3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満	○															
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.002	0.002	0.001	0.01 以下	0.002 以下	0.002	○															
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○			○			○					○				
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○															
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○			○			○					○				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	2.1	2.0	2.1	10 以下	2.0 以下	2.1	○			○			○					○				
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満	○															
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満	○															
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満	○															
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満	○															
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○															
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満	○															
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下		0.06 未満	○				○							○				
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満	○				○							○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満	○				○							○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○				○							○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001	0.001	0.001 未満	0.1 以下		0.001	○				○							○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○				○							○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001	0.002	0.001 未満	0.1 以下		0.002	○				○							○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○				○							○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001	0.001 未満	0.03 以下		0.001	○				○							○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下		0.001 未満	○				○							○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満	○				○							○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満	○															
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○															
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満	○															
35	銅及びその化合物	mg/L	0.03	0.03	0.03	1.0 以下	0.20 以下	0.03	○															
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	6.7	6.5	7.8	200 以下	40.0 以下	7.8	○															
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.001 未満	○															
38	塩化物イオン	mg/L	4.3	4.2	4.1	200 以下		4.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	20	20	23	300 以下	60 以下	23	○															
40	蒸発残留物	mg/L	114	99	127	500 以下	100 以下	127	○				○							○				
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○															
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○															
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○															
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○															
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満	○															
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
47	pH値		7.1	6.9	6.9	5.8 ~ 8.6		7.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2 未満	0.2 未満	0.2 未満	2度 以下		0.2 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
									項目数	9	51	9	9	24	9	9	24	9	9	24	9			

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

\*令和2年4月1日から六価クロムの基準値が強化される予定。

上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

注6) 令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末(3年間)まで1年間に4回の検査とします。

注7) 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。

国分地区木原配水池系

No	検査項目	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由	
1	一般細菌	/mL	0	0	0	100以下		0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出されない	検出されない	検出されない	検出されないこと		検出されない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003 以下	0.0006 以下	0.0003 未満	○													3月1回 (特定の 条件により 省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.0005 以下	0.00010 以下	0.00005 未満	○															
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○			○			○					○				
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○															
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○			○			○					○				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.9	0.8	0.8	10 以下	2.0 以下	0.9	○			○			○					○				
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.8 以下	0.16 以下	0.08 未満	○															
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1.0 以下	0.2 以下	0.1 未満	○															
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002 以下	0.0004 以下	0.0002 未満	○															
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.005 未満	○															
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.04 以下	0.008 以下	0.004 未満	○															
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.002 未満	○															
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
20	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	0.002 以下	0.001 未満	○															
21	塩素酸	mg/L	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.6 以下		0.06 未満	○				○							○				
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.02 以下		0.002 未満	○				○							○				
23	クロロホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.06 以下		0.001 未満	○				○							○				
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○				○							○				
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満	○				○							○				
26	臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下		0.001 未満	○				○							○				
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下		0.001 未満	○				○							○				
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.003 未満	0.003 未満	0.003 未満	0.03 以下		0.003 未満	○				○							○				
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03 以下		0.001 未満	○				○							○				
30	ブロモホルム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.09 以下		0.001 未満	○				○							○				
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.08 以下		0.008 未満	○				○							○				
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満	○															
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○															
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03 未満	0.03 未満	0.03 未満	0.3 以下	0.06 以下	0.03 未満	○															
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	1.0 以下	0.20 以下	0.01 未満	○															
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	6.9	7.0	7.5	200 以下	40.0 以下	7.5	○															
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001 未満	0.002	0.001 未満	0.05 以下	0.010 以下	0.002	○															
38	塩化物イオン	mg/L	4.5	4.3	4.3	200 以下		4.5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	21	21	23	300 以下	60 以下	23	○															
40	蒸発残留物	mg/L	115	111	106	500 以下	100 以下	115	○				○							○				
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.2 以下	0.04 以下	0.02 未満	○															
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○															
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.00001 以下	0.000002 以下	0.000001 未満	○															
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.02 以下	0.004 以下	0.005 未満	○															
45	フェノール類	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.005 以下	0.0010 以下	0.0005 未満	○															
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	3.0 以下		0.3 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
47	pH値		7.1	7.1	7.1	5.8 ~ 8.6		7.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
50	色度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	5度 以下		0.5 未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
51	濁度	度	0.2 未満	0.4	0.2 未満	2度 以下		0.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
									項目数	9	51	9	9	24	9	9	24	9	9	24	9			

各検査項目の単位は、「No.1[ /mL ]」、「No.3~No.46[ mg/L ]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)

\* 令和2年4月1日から六価クロムの基準値が強化される予定。

上記以外の項目は年1回(5月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが少ないため検査を省略し年1回の検査とします。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

注6) 令和2年4月1日より水質基準値強化に伴い、令和4年度末(3年間)まで1年間に4回の検査とします。

注7) 過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることが出来ますが、地域性を考慮し安全確認のため3ヶ月に1回の検査とします。